

フォーカス [32条の4]

抗告受理の申立てと迅速性の原則

武内謙治

2000(平成12)年改正法により、非行事実認定に関する「多角的視点の確保」を立法趣旨とする抗告受理の申立制度が創設された(少32条の4)。しかし、この制度の創設により法体系にかかわる問題が新たに生じている。

第1の問題は、検察官の抗告受理申立てを経て、家庭裁判所の保護処分決定が高等裁判所により事実誤認や法令適用の誤りを理由に破棄、差戻しされ、受差戻審の家庭裁判所が検察官送致決定を行った場合における、すでに執行された保護処分の扱いである。現行少年法は、抗告に原則として執行を停止する効力を与えていない(少34条)。したがって、家庭裁判所の最初の決定と同時に執行停止の決定(少34条但書)が行われない限り保護処分が執行されることになる。しかし、少年法は、観護措置による鑑別所への収容日数を未決勾留の日数とみなす規定(少53条)は置いているものの、処分変更時における執行された保護処分の扱いに関して明文規定をもたない。これは本来立法による解決を必要とする問題であるが、これまで十分な議論があったとはいえない¹。当面は少年院の在院期間を刑事訴訟法における検察官上訴時の未決勾留と同質のものとみて、本刑に全部算入する(刑訴495条準用)などの解釈論上の工夫が不可欠であろう²。

これと類似した問題は、例えば、家庭裁判所の少年院送致決定が高等裁判所で破棄された上で差し戻され、受差戻審の家庭裁判所による保護観察決定が確定した場合など、少年側の抗告を契機としても生じうる。保護処分が全面的に少年の利益処分とはいえない以上、こうした場合に執行された保護処分の扱いについても、本来はそれを埋め合わせるための措置が立法上講じられる必要がある。

その上で、抗告の場合が基本的には少年の意思に反せず、かつ少年にとって利益変更を帰結しうるのに対し、抗告受理の申立ての場合はそうではないという相違に着目する必要がある。この相違は第2の問題の存在を認識させる。それは、検察官による不服申立ての場合に無罪推定原則と迅速性の原則というふたつの原則を調整、両立させることは困難なのではないか、という問題である。

迅速性の原則は国際条約・準則において確認されているだけでなく(児童約40条2項(b)iii, 北京ルールズ20, 一般的意見10号51項)、日本の少年法規範や最高裁判所判例上も重要な原則として妥当している。抗告が原則として執行を停止する効力を持たないこと(少34条)はこの原則からの要請と考えられる。迅速性の原則の元々の趣旨は、可能な限り早期に非行に対応するという教育上の理由にあったと考えられる。しかし、この原則は、日本のように、少年年齢の基準が基本的には審判・処分時に据えられており、家庭裁判所への事件係属後における成人逆送の可能性が排除されず、かつ成人に対する刑事公判手続と少年審判手続の差異が大きい制度がとられている場合、それを超

えた意味を持つ。刑事処分は「保護処分その他同法の枠内における処遇よりも一般的、典型的に不利益」である(最判平9・9・18刑集51・8・571)。また、若年「成人」といっても、公開裁判への主体的参加が困難であるのが通例である。手続の遅延による成人逆送は、保護処分よりも不利益な処分を強いるだけでなく、実効的な手続参加を難しくするという意味で、適正手続の実質的な保障にかかわる問題である³。他方、無罪推定原則は、今日国際人権法上の原則としても承認されている(児童約40条2項(b)i, 少年保護規則17, 18, 一般的意見10号42項)。

不服申立ての保障と迅速性の原則、そして無罪推定という三者の関係を考えてみると、不服申立ては一般に手続の長期化を招き迅速性の原則と対立する。また、迅速性の原則を重視して司法判断の確定前に保護処分を執行することは無罪推定原則と緊張関係に立つ。この2つのジレンマの中で現行法が少年側の抗告に執行停止の効力を原則的に与えなかったのは、無罪推定原則を一步後退させる形で、不服申立てという少年の自由権的な権利の保障と迅速性の原則の両立を図ったものと理解できる。今日国際人権法上の原則としても妥当している無罪推定原則を後退させることが辛うじて正当化されうるとすれば、それは抗告が少年の権利であるからということになろう。しかし、抗告受理申立ての場合、この図式は妥当せず、無罪推定原則を後退させることを正当化しうる契機は内包されていない。それは少年の自由権的な権利保障とは無関係に、少年の司法手続への拘束を不可避的に長期化させ、かつ抗告受理申立てを契機とした手続中に保護処分が執行される限りで無罪推定原則を破ることもなる⁴。

こうした議論に対しては、迅速性の原則が元々は教育的な理由に根拠したものであることを強調し、この原則よりも実体的真実の発見や事実認定が優越することが主張されるかもしれない。しかし、最決平20・7・11刑集62・7・1927が明らかにしているように、「早期、迅速な処理が要請される少年保護事件の特質」の考慮は事実認定に関係しても働くべきものである。実体的真実の発見や事実認定が迅速性の原則に優越するとは、少なくとも無条件にはいえない。また、反対に、無罪推定原則に重きを置き、抗告受理申立て時に執行停止の効力を原則的に認める運用や法改正を行うことが考えられるかもしれない。しかし、この場合には、確定後に保護処分の執行が開始されることになるのが通例であろうから、少年が少年司法に拘束される期間は総体として長期化することになり⁵、やはり問題は残ることになる。

このように考えてみると、少年の健全な育成という法目的、そして少年側の抗告の場合に無罪推定原則を後退させてまで迅速性の原則を妥協させているという意味で迅速性の原則に重きを置いている制度体系のもとでは、検察官による抗告受理申立てもこの観点からの内在的な制約に服さざるをえないことが、むしろ正面から認められるべきであることになる。この点につき、本来であれば、「被告人にとって不利な上訴は、特に慎重に行うことが必要である」旨の規定を「少年裁判所法に関する準則」に置いているドイツのように(ドイツ少年裁判所法55条に関する準則1項)、抗告受理申立てには内在的な制約があることが、少年法または少年審判規則上、明文で確認されて然るべきである。

解釈論としても、まず、事柄の本質において、少年法32条の4第1項にいう「決定に

影響を及ぼす」法令違反や「重大な」事実誤認の文言は、32条のそれよりも高度のものであると理解されなければならない⁶。抗告受理申立ては、同じく「多角的視点の確保」を趣旨とする検察官の審判関与(少22条の2)を前提としているため、重ねて「多角的視点」を確保する必要性が認められる場合にのみ許されると考えられるべきである。その上でさらに、少年の健全育成という法目的を受けた迅速性の原則の観点から相当性判断が必要である。成人年齢に切迫した事案などにおいて、仮に32条の4に掲げられた要件が満たされるとしても、迅速性の原則との関係から抗告受理申立てが相当性を欠くことは、十分に考えられよう。

- 1 刑事処分に変更される可能性があることを前提とした矯正処遇の効果の問題も含めて、関連する問題は移審と複数事件の処理の問題に関連づけて議論されてきたともいえる(植村立郎[2010, 初出:2006]『少年事件の実務と法理』[判例タイムズ社]266頁, 伊藤寿[2006]「少年審判における抗告受理申立事件についての考察」刊行会編『小林充先生・佐藤文哉先生古稀祝賀刑事裁判論集(上)』[判例タイムズ社]653頁)。しかし、この問題は複数事件でなくとも生じえ、かつ移審の問題に全面的に収斂するものではない。
- 2 刑事裁判所で無罪判決が出された場合には、「少年法(中略)によって未決の抑留又は拘禁を受けた場合」(刑補1条)と同視した事案処理が必要であろう。
- 3 家庭裁判所の管轄対象となる年齢基準を事件受理時に据えるよう法改正が必要であることは、特に調布駅南口事件において問題となった。かかる法改正の必要は、例えば内藤文質(1961)「少年法改正の問題」総合法学31号17頁に見られるように、比較的古くから指摘されてきたといえる。
- 4 家庭裁判所の非行事実なし不処分決定に対する抗告受理申立ての場合、保護処分の執行は行われぬという意味において無罪推定原則との抵触の問題は生じないが、社会生活への早期の復帰を阻害する点で迅速性の原則との緊張関係はなお残ることになる。この場合には、刑事訴訟手続における無罪判決に対する検察官上訴と共通する問題が生じることにもなる。
- 5 日本の制度体系を前提とすれば、この場合、少年年齢の基準との調整も問題になろう。
- 6 裁定合議(裁31条の4)も同趣旨の上にある制度であるから、検察官関与に加えて合議がとられた事件では、さらにこの要件は厳しく理解されるべきであろう。